

## 高松市立庵治小学校児童送迎スクールバス運行業務委託に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される業務委託契約（以下「この契約」という。）と一体をなす。

(貸与品等)

第2条 業務に使用する高松市所有車両及びその附属品に係るこの契約の規定（第11条第1項及び第2項を除く。）の適用については、当該車両及びその附属品を貸与品等とみなす。

(一般的損害及び第三者に及ぼした損害に係る負担の例外)

第3条 この契約においては、第19条又は第20条第1項の規定により受注者が負担すべき費用又は賠償額のうち、受注者が発注者の所有に係る車両を使用している間に係るものについて、発注者が加入している保険により補填されたときは、その補填の範囲内において、受注者は、その負担を免れる。

(事故の報告)

第4条 受注者は、業務中に事故が発生したときは、臨機の処置を取るとともに、速やかに発注者に報告し、その指示を受けなければならない。